

広島県告示第千二百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
青田（九四七六一ニ） 崩壊急傾斜地の	広島県竹原市東野町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	表区域 示の		
青田（九四七六一ニ） 崩壊急傾斜地の	区域の名称		
次の図のとおり	の自然現象の発生原因となる の自然現象の発生原因となる 三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防等土砂二 め第へ関防に災害に る八平す止おけ災害に 事十成る対け警規法 項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。